

維新団の原像とその再生像

—「苗字なき」兵団からのメッセージ—

北川 健

部落民軍団、それは「苗字なき」兵士群であつたはず。

ところが、ここに「苗字並ぶ」兵員名簿、それも「維新団」のそれがある。ひと呼んで『維新団人別名録』^②。全四小隊、一四五名の兵員名を記している。

ズラリと並ぶ苗字。「苗字なき」兵団の「苗字ある」名簿。しかも年次は慶応二年五月^③である。これでは、イブカシク見るほうが尋常である。

それだけに史料としてマイナス視され、タナアゲ扱いにもされてきた。いうなれば後年の「アト追い」「思い出し」のメモ?だから、とでも云うのである。

だが、そう処理されてしまつては、そこに託されている歴史からのメッセージは無為となる。矛盾と齟齬とても歴史の所産。そこから歴史の実相を読み起こしてこそ、歴史の見せどころというものの。

一 員数の異なる二つの名簿の位相

この名簿は決してイイカゲン、アヤシゲなシロモノではない。私はそう見た。何よりも、その記載様式には一定の法則が見てとれるからである（表1参照）。すなわち、名簿の構成内容は、

①第一小隊から第四小隊までの全四小隊。

②各小隊とも兵員の定数は三四名。

③各小隊とも「鼓手」をもつて末尾とする。

という方式。最末尾の九名は未配属兵、と見る。

すると、同じく現地に伝わる今一つの名簿『二番小隊隊員名簿』での小隊員四〇名という規模とは、数を異にする。なぜ違うのか。この差異こそ、『維新団人別名録』と『二番小隊隊員名簿』との位相を見究めていくかけがえのない手がかり。

すなわち、この『二番小隊隊員名簿』は、共に伝来する一連の文書^⑥

『維新団二番小隊隊員名簿』

『維新団規則』（慶応式年丙寅五月）

から見て慶応二年「五月十九日」、維新団の実に正規成立の時点での、まさうことない公式の名簿。

この四〇名が正規編成の維新団の小隊規模であるとすれば、三四名を定数とする『維新団人別名録』は、どうして

もそれ以前の段階の内容と見ざるをえない^⑦。

つまり、表紙の日付は「五月廿四日」とあっても、内容としては「五月十八日」以前。正規編成前の隊容を記載するのが『維新団人別名録』なのである。この発見の意味は大きい。この名簿のかけがえのない、これまで知られていない価値がある。

すなわち、維新団の原形とか原像、正規編成のありようとかは、これまでの研究では思い及びもつかぬ事柄。これらが把握できることになる。

それでも、「五月十八日」以前のみずから段階——そこには正規段階と比較して何ほどかは自主的・自営的な側面があつたと見て、この段階を「自主」「自営」段階とここでは呼んでおく。もちろん、あくまでも相対的に云つてのこと——への執着としての名簿、このことも念頭にとどめておかねばならない。

二 転記・再記しての再次の『名録』

それでは、この名簿はどう仕立てられているものなのか。

まずヒントとなるのは、小隊番号の記載の不一致である。「一番」「覚」「二番」「^(マ)」とある（表1参照）。この不統一は、各隊の名表がそれぞれの小隊から提出されたものであることを即直に示している。

そして、いま一つのヒントは、肩書き載のなかで小隊長を指しての「お頭」という表現、敬称。これは、小隊の隊員＝書記官クラスが録上したことをおのづと告げている。

鼓手 □庄三郎

維新団の原像とその再生像（北川）
表1 維新団人別名録の構成 兵員の番号は北川が付した。○○印が苗字記入の兵士。

維新団の原像とその再生像（北川）

兵員の番号は北川が付した。○○印が苗字記入の兵士。

お頭 源之進
 為三郎

同 同名順次郎

締二十四人

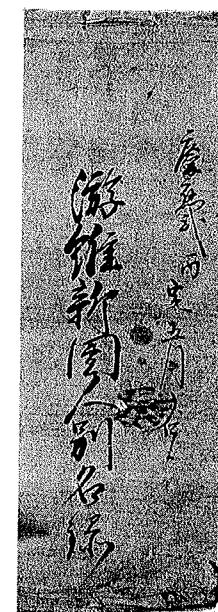
しかし、そうは云つても各隊提出の名表を合綴した初次名簿＝原名簿そのものが、この現存の『維新団人別名録』ではない。筆跡は一貫した同筆であるから、さらにに転記・通記した再編・再次の名簿が『人別名録』なのである。事実、『維新団人別名録』の次のような——苗字の追記の余地を残さないような——記載の仕方は、明らかに総仕上げのつもりでの転記・通記である。

長吉
 安之進

巳代藏

房五郎

新左衛門



三 原名簿の合綴成立が五月二十四日

では、その原名簿とはどんなものか。まず各小隊から提出の名表を合綴ファイルした式のものであつたことは、すでに云つた。

すると、名簿表紙の慶應二年「五月廿四日」の日付との関連はどうなのか。ここでカギとなるのは、裏表紙の見返しに添録されてある「鉄砲御売上ヶ覚」である。
 この「売上ヶ覚」は、維新団関係者の間で自弁使用してきた兵器を正規編成の一環としておカミが公費買上げた、その「売上ヶ」者一七名の名を連ねる。

(史料省略・12頁参照)

となると、この維新団の官規編成軍への一大改編を前にして、旧前の「自弁」的維新団を書類としてとどめておくべく、各隊の旧名表ともども兵器提供者の名表をも合綴した、それが表紙の「五月廿四日」だ、と私は見る。これがここでいう原名簿と、その成立である。

- ① 「一番」 小隊名簿
- ② 「覚」 (二番小隊) 名簿
- ③ 「三番」 小隊名簿
- ④ 「」 (四番小隊) 名簿
- ⑤ 「鉄砲御売上ヶ覚」

ここに表紙「五月廿四日」の意味と、原名簿編成の事由が、判明する。

したがつて、この名簿合綴の主こそは、維新団の実の創設者「惣頭取」萩原勝次郎その人だ、と私は断定する。全四小隊の名表と、兵器の調達周旋を掌握しうるものは彼をおいてほかにはないからである。彼ならば、みずから結成した維新団——正規編成以前の維新団、ここでは「自主」「自営」段階の維新団と呼ばさせてもらつていい——にこうも

執着したとしても、不思議はない。

維新団の正規編成に際しての旧前・旧態の記録、これを原名簿として、前提として『維新団人別名録』はあるのである。したがって、この『人別名録』を媒体、スコープとして、維新団の原像が見てとれることになる。

四 三小隊編成をなした維新団の原形

それでは、「維新団人別名録」からトレースできる維新団の原像・原形とはどのようなものか。

とによって、それは可能である。

すなむち 正規二番 小隊隊員四〇名について、その正規編成以前の旧所属隊を『人別名録』でもつて追跡すると、表2のごとし。目につくのは、旧四番小隊からの大幅な転入である。この旧四番小隊には特異性がある。すでに見た（表1参照）ように、そこでは苗字の欠如が断然多く（五五、六%）、苗字記載の方針は貫徹していない。この旧四番小隊での苗字記載の不全、シリキレトンボぶりをどう理解

私は、旧四番小隊のあとに無苗字の未配属兵の記載が続くことからして、この旧四番小隊はそもそも新入兵の組み入れペールとしての番外隊？とでも云うべき存在であった、と位置づける。そう見てこそ、正規編成ではこの旧四番小隊から新兵と未配属兵が他の三小隊に分割配属され、逆に三小隊それぞれから中堅兵が一途編入されて新四番小隊が構成された、という正規編成の構図が判然としてくる。

正規編成は、一つには、新兵隊としての旧四番小隊を換骨脱胎し全四小隊の兵力の平準化を図ることを主眼とする、グループチエンジであつたのである。

してみると、維新団はそもそもは三小隊編成であったという、これまで全く知られもしていないその前身像、原像がここに初めて浮かびあがつてくる。それも、兵員増に向けて第四小隊を増設したといふ、段階的な前史像である。

しかも、このような維新団の少なくとも一段階的な形成過程は、その兵員構成の地域範囲をも遠心的に一段階のドーナツ状の拡大にさせている、と想定させるものがある。

表2 正規二番小隊員の旧所属

19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
伍	伍										伍	伍	小	兵	器		鼓	肝
尾	長										尾	長	荷	糧	械	同	手	煎
												駄	方	方				役職
												方						
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	名
②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	▽	②	②	②	▽	②	②
												無				(4)		旧小隊
												新						

すなわち、旧第二小隊までの入隊兵は維新団の結成基盤としての地元地域を中心。そしてさらなる増員はそれより外辺の遠隔地域。つまり後期入隊の、ないしは旧第四小隊所属の兵の多くは外辺・遠隔地からの参加兵であったこと。

であればこそ、名簿再編時にその苗字追跡は地理的・時間的に困難・不可能であり、ために旧第四小隊名簿では苗字欠落となつていて、と私は考察する。苗字記載のシリキレトンボの事態は、この二段階編隊の構造に照應している。

五 原名簿には存在しない苗字記載

さて、本論でポイントとなるのは、その原像ないしは原名簿の段階にあつてすでに苗字の採用、苗字の記載があつたかどうか、である。

慶応二年の段階で苗字の採用が——あるいは公称ではないまでも僭称！としてでも——ありえたのだろうか。正式公式には、ない！。正規名簿『一番小隊員名簿』では苗字ではなく、部落民軍團に限つては苗字不使用が公則である。だが、この非公式の原名簿ではどうなのか。その点で重要なアリバイ証明してくれているのが、次のような記載ミスの個所。

新兵衛	(鼓手抹消)
松右衛門	鼓手 (鼓手抹消)(姓T)
宇之吉	手 (姓A)
同	同
吉五郎	吉五郎

松左衛門
伊右衛門
辰五郎
種蔵

このような誤記からすると、原名簿では名前の上に苗字が書かれていなかつた、と判断せざるをえない。原名簿に苗字が堂々と清書されておれば、このようなミステークは決してありえないはず。

こう見てくると、『維新団人別名録』の原名簿、各小隊から提出の名簿そのものは、実に「苗字なき」名簿であつたことになる。

その「苗字なき」原名簿に拠つて、おそらくはそこに後筆として書き込んだ苗字の注記をたどりながら転記していつた、それがこの「苗字並ぶ」現存の『維新団人別名録』だと、ここに結論づけることができる。

六 「名録」は明治当初の「苗字」期

では、その苗字の書き入れ、原名簿からの転記——現存『維新団人別名録』の成立——は何時のことか。

苗字記入は、それこそ一般に苗字採用があつた維新以降、明治期である。云いかえれば『維新団人別名録』は新たに苗字を書き入れての「再生」名簿なのである。

このことは、添付・付録のオール苗字の「鉄砲売上ヶ覚」が証言する。そこには、隊員以外の者（非隊員）にも苗字の記載があるからである。「売上ヶ覚」は慶応二年五月のもの。その段階で非隊員にまで苗字があつたとは、どう

てい考えにくい。

鉄砲売上ヶ覚	(姓H)	為二郎
	(姓H)	寅吉
	(姓D)	浪太郎
	(姓D)	重吉
	(姓M)	八藏
	(姓M)	虫食
	(姓N)	五郎
	(姓N)	新蔵
	(姓J)	國右衛門
	(姓J)	伝左衛門
	(姓M)	三吉
	(姓Y)	保三郎
	(姓H)	弥三郎
	(姓H)	文二郎
	(姓T)	信太郎

(姓H)
友四郎
(姓O)
民之進

この「覚」の全員苗字プリからすれば、慶応二年段階での苗字記載ではなく、明治期でのそれだということに落着する。

では、明治の何時なのか。けだし、一般的な苗字採用の始期——部落民層にあつては明治五年——だと私は見当づけている。なぜ、苗字採用の始期であるのか。このことは、それこそ「なぜ苗字記載なのか」を考えてみれば、おのずと分かること。

それに、名簿の次のような書字のありようも『人別名録』作成の事情を見せてくれている。

(姓H)
長吉
(姓M)
安之進

巳代藏
房五郎

新左衛門

この字配りからすると、この先々後々にあつても苗字を書き込んでいこう、補足していくという余地や意図はうかがえない。もはや「書き切り」の「仕上げ書き」である。
どうしても全員苗字ではなく、その一部を見限つてまでも「見切り仕上げ」しているのか。時間的、地理的な限界が横たわっていたからだ、としなければ理解できない。

どうして苗字名簿をそもそも「急いだ」のか。それは「苗字」記載が名簿再生の主意であつてみれば、苗字採用の「輝き」のある時間的圈内での再生としなければ、その意義は半減するからである。

「苗字並ぶ」名簿への再生は、苗字の社会的使用の当初であつたとしなければならない。

七 原像「自主」維新団への固執と刻銘

「御一新」を得ての維新団名簿、それも原名簿の「再生」。その意味するところは何か――。

ところで、「維新団人別名録」を見ていて奇異なのは、一つには戦死傷者の一半の名前が見当たらないことである。たとえば、戦死した〔姓M〕喜三（代）蔵、負傷（重傷）した〔姓S〕忠五郎・〔姓H〕市太郎の名前はそこにはない。

もちろん、名簿が「慶応二年五月二四日」時点での内容である以上、彼らが正規編成後の入隊兵だとすれば、名前がなくとも当然。だが、戦争以後の名簿作成にあたつて戦死傷兵を無視・オミットしてまで「慶応二年五月二四日」段階、「旧・維新団」に限定・固執しているのはなぜか。彼の立場からすれば、なにも正規名簿ないしは実戦名簿の入手が不可能であったとは思えない。

要するに、彼萩原勝次郎にあつては、正規編成後の維新団——藩の軍制下に完全に組み込まれてしまつての維新団——は、もはや拘泥する軍団ではなかつた。あくまでも彼が刻名、銘記しようとしたのは、正規編成以前の「前・維新団」でしかなかつた、と云うほかない。

この「原・維新団」への強烈な固執。ここに私たちは、維新団について何よりもその「自主」的編成という基点のもつ意義の大きさを、あらためてツキつけられてくる。

八 解放宣言としての苗字並ぶ名簿

ならば、なぜ苗字／なのか。そもそも維新団兵員に苗字などありはしなかつた。「苗字なき」兵士群、空白のブランド、それこそ部落民軍団のトレードマークであった。士族兵はもとより、農町兵もまた苗字を呼号し合うなかで、「無苗」はまさに象徴的、典型的な差別標識であつた。

彼らはその「差別」を承知で軍団を「自主」⁽⁸⁾結成。そして参戦、「めざましい活躍」をなした。この「差別」（被差別）からのスタートをあらためて受けとめるならば、もはや説明は要すまい。「御一新」のなかで「苗字並ぶ」兵員名簿をみずから「再生」した、そのことの意味を――。

苗字記載こそは、みずから「解放」の獲得と達成の自己表明・自己記帳なのだ。

しかも注目すべきは、この無苗から有苗へという体制的解放の自己宣言を、集団の「自主」前身段階にまで逆のぼつて果たしていること、みずから集団の前段階と解放の達成とを一線上に結びつけている、そのことである。このことは、とりもなおさず「解放」「反差別」への志向と姿勢がこの集団の起点＝「自主」維新団から内在・貫

通していたことの、その逆説的な事後表明をなす。

私が読みとる、『維新団人別名録』からのメッセージとは、それである。

おわりに——内在していた解放への志向

「維新団」といえば、大向う・大方では次のように告げられてきた。^⑪

①あの幕軍との戦争で「めざましい活躍」をした。

②それこそ「解放へのエネルギー」の表出であった。

③しかし「身分とり立ての約束」は果たされず「裏切られ」た。

と。

しかし、私に云わすれば、③は大ウソッパチ。^⑫「約束」からしてありはしない。また①を云いたてるだけでは無用。そして②にあつてはその「解放」への志向そのものの存在を示すしていかなければ「思い入れ」にとどまる。

本稿では、部落民軍団「維新団」に「反差別」「解放」への志向と姿勢が内在・貫通するものであったことを、現存『維新団人別名録』を通して抽出したつもりである。

註① 北川健「幕末長州藩の奇兵隊と部落民軍隊」（『山口県地方史研究』五六号・一九八六）。

しかし、池田氏は「作成された時期が慶応二年五月二十四日であるにもかかわらず、半数以上のものが姓をもつていること……（中略）……などを考えあわせてみると、維新

団は穢多・茶筅・平民など構成された身分制を越えた部隊であつた感を呈する」として、逆に維新団を身分的混成軍に混乱?させてしまつてゐる。

この『人別名録』の扱い如何では、維新団像はまったく異形を呈することになる。根本にかかわる。

⑤ 地元の指導者秋野静枝氏から山口県文書館に寄贈された。昭和三五年。

⑥ いざれも山口県文書館蔵。

⑦ 正規編成は兵員の削減を決して伴なうものではなかつた、と見てのこと。正規編成のうち開戦直前まで兵員を「揃き集め」たことは本論に見るとおり。

⑧ 例の横村正直（密用方聞次役）の報告「頭取勝次郎と申者、兼て稽古方引立、鉄砲買入等二付ても余程心遣、時情克弁へ万事行渡り」（『横村正直藏書雑載』）などという侧面を重視して「自主」的「自営」的とした。

属の意。地元の指導者萩原泰治家に伝来。

③ 「慶應式丙寅五月廿四日」とある。

④ 史料として内容的に初めて採りあげたのは、池田利彦氏

⑨ 「いろは寄諸隊人名書抜」など。

⑩ 上から人の民の武装化とは云々、安政期以降そこにはまさしく階級的、体制的な矛盾と緊張、危機意識が存在していた。見よ、村田清風が告げる。

「百姓共拾人二十人もよりこぞれハ、終に事の直不直を不論、在上の君子を退役さするに至る、当今大砲けいこハ海防の大なるニ……（中略）……百姓より免許を受けてけいこする、長大息にて候」（『村田清風全集』）

そして作久間左兵衛も報ずる。

「昨日農兵千人計出来申候、……（中略）……面白事に御座候、併農兵之事ニ付てハ能々利害を考究せすしてハならぬ事と存候、御推察可被成下候」（『年度別史料』）

それだけにこの人民の武装化は、いみじくも「勢ハ在上よりすべし」として強行、貫徹されたのである。しかし、その階級的、体制的な意図と思惑を越えて事態が前転していくところに「沸騰」とバラドックスとしての明治維新がある。

⑪ たとえば『じんけん』（山口県教育委員会編・昭和五六）など。

〔付記〕

維新団結成の地に、私が初めて足を入れたのは、昭和四八年夏のことであつた。

川向うの里までは青田ばかり

視界断つ夏草に風屠場跡

以後、幾度か足を運ぶこともあつたが、維新団や部落民軍団の究明をこの私が挑もうなどとは、毛頭思つてもいなかつた。布引敏雄氏の研究は任せておけばいいと一人決めていた。

目的告ぐ一瞬吾もまた釤^{カサグ}となる

酒無しで歴史問う土間固く冷え

しかし、その後、後進の前田朋章氏や池田利彦氏の論文が登場してくることで、そこに誤つた？部落民軍隊像・維新団像が増幅しきりだつていつてゐることに私は驚いた。そこで先回は「幕末長州藩の奇兵隊と部落民軍隊」を、そして今回は「維新団の原像と再生像」を書きつけたゆえんである。

この維新団の「原像」と「再生」像とのインターバル、すなわち実像！と首尾についても、次には開示しなくてはなるまい。